

# 第23回期 第26回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和元年8月9日(金) 午後1時30分から午後2時25分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員9人・推進委員10人)

会 長	10番	生田目源一
会長職務代理者	9番	大河内一二
委 員	2番	酒井 秀忠
同	3番	鈴木 政吉
同	4番	小針 賢一
同	5番	会田 嘉治
同	6番	佐川 健二
同	7番	角田 一志
同	8番	八旗 正紀
推 進 委 員 (浅川・滝輪)		石塚 隆晴
同 (里白石・福貴作)		我妻 秀雄
同 (簗輪・袖山)		関根 榮治
同 (中根松)		江田 利光
同 (大草)		佐川 光一
同 (東大畑・畑田)		小室 勝弘
同 (染)		川音 光平
同 (小貫・太田輪)		八木沼 進
同 (山白石)		佐藤 博
同 (同)		圓谷 広行

4 欠席委員(2人)

委 員	1番	會田 陽子
推 進 委 員 (里白石・福貴作)		小宅 正一

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について

2件

議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

3件

6 農業委員会事務局職員

事務局長	岡部 真
主 査	圓谷 恭幸

## 7. 会議の概要

事務局長	<p>一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。</p>
会 長	<p>ただいまから第26回浅川町農業委員会総会を開会いたします。 あらためまして、皆さんこんにちは。第26回浅川町農業委員会総会を招集いたしましたところ、委員の皆様方におかれましては猛暑の中、また大変お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございました。 先月総会の日から暑さが戻り、マスコミ報道では毎日のように熱中症による急病者や死亡者が出てきています。我々も農作業時には熱中症にくれぐれも注意し、活動されるようお願いいたします。それから、今月は事務局より説明あるかと思いますが、農地パトロール月間となっていますので、我々の任期中では3回目ですし、最後の農地パトロールですので、初めて委員に任命されたときを思い起こし、担当地区の農地がどう変わってきたか確認しながらパトロールしていきたいと思っています。 また、耕作放棄地の発生防止ということで取り組んできていますが、農業をとりまく情勢を見ておりますと、力不足を感じる面が多くあると実感する場面があります。しかしながら、当委員会では浅川町の優良農地については守っていきたいので、皆さんと考えを同じくして取り組んでいきたいと思っています。 なお、総会終了後には関係団体との連携会議を開催いたしますので、こちらにつきましても出席の方よろしくようお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>本日の農業委員の出席は10名中9名です。1番、會田陽子委員から欠席の旨通告がありましたので、報告いたします。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第26回浅川町農業委員会総会は成立いたしました。 なお、推進委員の出席は11名中10名です。なお、里白石・福貴作地区担当推進委員小宅正一委員から欠席の旨通告がありましたので、報告いたします。</p>
会 長	<p>議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、8番、八旗正紀委員、9番、大河内一二委員を指名いたします。 次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の圓谷主査を指名いたします。 議事日程第3、議案第58号、農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。</p>

事務局長	<p>【議案朗読】</p>
会 長	<p>議案第58号①について、浅川・滝輪地区推進委員、石塚隆晴委員の調査報告および意見を求めます。</p>
石塚委員	<p>はい。浅川・滝輪地区担当推進委員の石塚です。議案第58号農地法第4条①についての調査結果の報告および意見を申し上げます。</p> <p>申請人は*****さんです。以下議案書に記載のとおりとなります。8月6日午後6時より地区副担当の會田委員、酒井委員及び申請人立会いのもと、現地にて調査をしてまいりました。</p> <p>*****さん所有の*****に自宅作業場で加工したエアコン用製品を保管しておく倉庫を建築し、敷地内通路も作りたいということでした。擁壁にコンクリートを使用して土砂の流出を防止するそうです。</p> <p>調査項目であります一般基準の申請目的、実現の確実性に関する項目及び周辺農地の営農条件への支障に関する項目、その他の項目について該当する項目はなく、今回の転用については何ら問題のないとみてきましたので、審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。</p>
会 長	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>はい、農地転用許可の検討事項ということで補足説明いたします。</p> <p>まず、農地区分の判断については、町役場からおよそ200mであることから、公共施設至近距離農地の第3種農地と判断しました。転用目的は、製品倉庫を建てるためです。</p> <p>一般基準の各項目についてですが、</p> <p>転用に必要な資力及び信用については、全額借入金で賄う計画であり、資金証明も添付されています。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の同意については、他に権利を設定している者がなく、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく農地を申請に係る用途に供すると見込まれない場合には許可しないことになっておりますが、工期は令和2年2月末までとされているため、該当しません。</p> <p>行政庁の免許、許可、認可等の処分がされる見込みがない場合および法令により義務付けられている行政庁との協議が行われていない場合には許可しないことになっておりますが、行政庁と許可や協議を要するものがないため、該当しません。</p> <p>申請農地と一体として使用する土地を利用できる見込みがない場合には許可しないことになっておりますが、本申請地のみであるため、該当しません。</p> <p>事業目的からみて、申請面積が適正と認められない場合には許可しないことになっておりますが、製品倉庫敷地面積として適正であり、該当しません。</p> <p>申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合には許可しないことになっておりますが、製品倉庫建設が目的であり、該当しません。</p>

<p>会 長</p>	<p>周辺農地の営農条件へ支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないことになっておりますが、周辺は宅地化され農地の広がりはなく、汚水は発生せず、雨水は自然浸透、既設側溝への放流のため、支障ありません。以上です。</p> <p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第58号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第58号①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第58号、農地法第4条①は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、議案第58号②について、大草地区推進委員、佐川光一委員の調査報告および意見を求めます。</p>
<p>佐川委員</p>	<p>はい。大草地区担当推進委員の佐川光一です。議案第58号農地法第4条②についての調査結果の報告および意見を申し上げます。</p> <p>申請人*****さん、以下議案書に記載のとおりとなります。8月3日午後1時30分より地区副担当の佐川健二委員及び申請人立会いのもと、現地にて調査をいたしました。</p> <p>*****さんにつきましては、5月の総会において、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に基づく計画変更の調査結果及び意見を申し上げたときと同じであります。</p> <p>調査事項であります今回の転用については、何ら問題ないとみてきましたのでご審議をお願いします。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい。事務局より補足説明申し上げます。</p> <p>本件は顛末案件で、5月に農業振興地域からの計画変更に対する意見決定をしたものです。申請地は、大草の*****さんの自宅前の農地でございます。</p> <p>まず、農地区分の判断についてですが、農地転用許可基準の第1種農地および第3種農地いずれにも該当しない農地ということで第2種農地と判断しました。第2種農地の場合、当該申請地でなければ事業目的を達成することができないと認められる場合に許可されることとされておりますが、作業の効率上自宅に近いことや作業を行うにあたり必要な面積を確保できたのが、申請地のみであるということから選定されており、適当であると思われま。</p> <p>転用目的は、木材置場、木材用機械置場を造りたいということです。</p>

	<p>一般基準の各項目については、  転用に必要な資力及び信用については、全額自己資金で賄う計画であり、資金証明も添付されており問題ありません。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の同意については、他に権利を設定している者がなく、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく農地を申請に係る用途に供すると見込まれない場合には許可しないことになっておりますが、工期は10月末までとされているため、該当しません。</p> <p>行政庁の免許、許可、認可等の処分がされる見込みがない場合および法令により義務付けられている行政庁との協議が行われていない場合には許可しないことになっておりますが、行政庁と許可や協議を要するものがないため、該当しません。</p> <p>申請農地と一体として使用する土地を利用できる見込みがない場合には許可しないことになっておりますが、併用地も***さんの所有地であるため、該当しません。</p> <p>事業目的からみて、申請面積が適正と認められない場合には許可しないことになっておりますが、木材・林業用機械置場の面積として適正であり、該当しません。</p> <p>申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合には許可しないことになっておりますが、木材・林業用機械置場が目的であり、該当しません。</p> <p>周辺農地の営農条件へ支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないことになっておりますが、周辺は高低差のある場所にあり、脇を川が流れ、農地の広がりはなく、支障ありません。汚水の発生はなく、雨水は自然浸透させ、素掘側溝でも困うため、土砂の流出はありません。以上です。</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。  議案第58号②について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。  議案第58号②について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第58号、農地法第4条②は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、議案第59号、農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p> <p><b>【議案朗読】</b></p>

会 長	議案第59号①について、染地区推進委員、川音光平委員の調査報告および意見を求めます。
川音委員	<p>染地区担当推進委員の川音です。議案第59号農地法第5条①についての調査結果の報告および意見を申し上げます。</p> <p>譲渡人****さん、譲受人*****さん、以下記載のとおりです。8月3日午前11時より調査を行ってきました。****は***の周りに駐車場がなく、困っていたところ譲渡人より提供を受け、譲受人は申請地を***の駐車場及び駐輪場として使用したいとのことでした。なお、併用地は平成23年に当時の所有者から****に無償で提供された土地であり、***の所有となっているものです。</p> <p>調査項目であります一般基準の申請目的、実現の確実性に関する項目及び周辺農地への支障に関する項目、その他の項目について該当する項目はなく、今回の転用については何ら問題のないとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。</p>
会 長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	<p>はい。補足説明いたします。</p> <p>譲渡人は****さん、譲受人は****となっています。本申請地は***に隣接する場所にあり、譲受人では人の集まる場所に駐車場がないことに不便を感じており、駐車場を設置したいと考えておりました。地域にとって利便性が高まるものであるということで、譲渡人から贈与という形で土地を頂けることになり、本申請に至りました。</p> <p>まず、立地基準となる農地の区分につきましては、農地転用基準の第1種農地及び第3種農地いずれにも該当しない農地ということで第2種農地と判断しました。</p> <p>転用の目的ですが、駐車場の設置になります。</p> <p>次に、一般基準の各項目についてですが、</p> <p>転用に必要な資力、信用については、譲渡人からの贈与により取得するため、費用発生がありません。</p> <p>転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可できませんが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可できませんが、工期は10月末までとされているため該当しません。</p> <p>行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合および法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可できませんが、許可や協議を要するものがなく該当しません。</p> <p>申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可できませんが、併用地は譲受人の所有地であり、一体として利用する見込みであり問題ありません。</p>

<p>会 長</p>	<p>事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可できませんが、駐車場として利用する台数を見積もっての申請であり、それに対する適当な面積で該当しません。</p> <p>申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のもの以外は許可できませんが、駐車場の設置が目的となっておりますので該当しません。</p> <p>転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可できませんが、汚水の発生はなく、雨水は自然浸透する計画となっております。以上です。</p> <p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。議案第59号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第59号①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第59号、農地法第5条①は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に議案第59号②について、東大畑・畑田地区推進委員、小室勝弘委員の調査報告および意見を求めます。</p>
<p>小室委員</p>	<p>東大畑・畑田地区担当推進委員の小室です。議案第59号農地法第5条②についての調査結果の報告および意見を申し上げます。</p> <p>譲渡人*****さん、譲受人*****さん、以下記載のとおりです。8月2日午前9時より地区副担当の角田一志委員、及び譲渡人、譲受人立会いのもと、現地を調査してまいりました。譲受人は*****であり、来客が多いため自宅裏の**さんの農地を買い受け、来客用の駐車場として利用したいということです。</p> <p>雨水は既設の側溝へ流す計画で、周辺農地へ支障はないと思われます。調査項目であります一般基準の申請目的、実現の確実性に関する項目及び周辺農地の営農条件への支障に関する項目、その他の項目について該当する項目はなく、今回の転用については何ら問題のないとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい。補足説明いたします。</p> <p>譲渡人は*****さん、譲受人は*****さん、**さんは申請地の隣に自宅を構え、町内において会社経営を行っています。商談や来客が多く、自宅には自</p>

家用車のスペースは確保してあるものの来客訪問者への駐車に対応できない状態でした。また、会社の送迎も自宅から行なうことがあり、駐車場を設置したいと考えていました。譲渡人から自宅に隣接する土地を買い受けできる目途が立ったことから、駐車場として利用したいと本申請に至りました。

まず、立地基準となる農地の区分につきましては、水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に2以上の公共施設または公益的施設がある区域にある公共施設便益地域内農地ということで第3種農地と判断しました。

転用目的は、駐車場の設置です。

次に、一般基準の各項目についてですが、

転用に必要な資力、信用については、全額自己資金で賄う計画であり資金証明も添付されており問題ありません。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可できませんが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。

許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可できませんが、11月末までに工事完了予定であり該当しません。

行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合は許可できませんが、許可や協議を要するものがなく該当しません。

法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可できませんが、協議を要するものがなく該当しません。

申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可できませんが、申請地のみの計画のため該当しません。

事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可できませんが、駐車場として利用するための適当な面積であり該当しません。

申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のもの以外は許可できませんが、駐車場利用が目的ですので該当しません。

転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可できませんが、汚水の発生はなく、雨水も自然浸透なので、周辺農地への影響も問題ないものと思われます。以上です。

会 長

地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。  
議案第59号②について、質疑ございませんか。

(「異議なし」の声)

会 長

質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。  
議案第59号②について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第59号、農地法第5条②は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に議案第59号③について、中根松地区推進委員、江田利光委員の調査報告および意見を求めます。</p>
<p>江田委員</p>	<p>中根松地区担当推進委員の江田利光です。議案第59号農地法第5条③についての調査結果の報告および意見を申し上げます。</p> <p>譲渡人****さん、****さん、譲受人***** ****さん、以下記載のとおりです。8月4日午前9時より地区副担当の会田嘉治委員、及び譲渡人、譲受人立会いのもと、現地を調査してまいりました。本申請は譲受人が事業を行っていくにあたり資材置場を集約したいとのことから、譲渡人の農地を買い受けたいということです。</p> <p>本申請地は、5月総会において農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に基づく計画変更の意見決定において農振農用地から除外することに同意をしました案件であります。</p> <p>また、申請者からの聞き取り及び現地確認をした結果、周辺農地へ支障はないと思われまます。調査項目であります一般基準の申請目的、実現の確実性に関する項目及び周辺農地の営農条件への支障に関する項目、その他の項目について該当する項目はなく、今回の転用については何ら問題のないとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい。事務局より補足説明申し上げます。</p> <p>本申請地は、松野入の町境に近い農地でございます。5月に農業振興地域整備計画の変更について意見決定をした地区であります。農業振興地域から除外されまして、今回転用の申請が出された次第です。立地基準となる農地の区分につきましましては、農地転用基準の第1種農地及び第3種農地いずれにも該当しない農地ということで第2種農地と判断しました。</p> <p>譲渡人は松野入地区の****さんと****さんです。譲受人は***** *****です。譲受人は町内において資材置場を2箇所確保していました。しかし、それらは賃借の期限を迎え、地区住民との調整から、新たな場所の確保を目指していたものです。福島県発注工事による河川浚渫事業で河川に堆砂した土砂を置く場所に県が本申請地を指定した経緯があり、許可不要案件の残土置場として使用してきました。その間一時的に借り受けた所有者と譲受人である***** *****の意向を話し合ってきた中で、所有者から買い受けることができる話がまとまりました。</p> <p>転用の目的ですが、資材置場として利用したいということです。</p> <p>次に、一般基準の各項目についてですが、</p> <p>転用に必要な資力、信用については、全額自己資金で賄う計画であり資金証明も添付されており問題ありません。</p> <p>転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可できませんが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はい</p>

	<p>ずれの農地もされていないため該当しません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可できませんが、10月末までに工事完了予定であり該当しません。</p> <p>行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合は許可できませんが、許可や協議を要するものがなく該当しません。</p> <p>法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可できませんが、協議を要するものがなく該当しません。</p> <p>申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可できませんが、申請地のみの計画のため該当しません。</p> <p>事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可できませんが、会社事業所の資材置場として適当な面積であり該当しません。</p> <p>申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のもの以外は許可できませんが、資材置場としての利用が目的ですので該当しません。</p> <p>転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可できませんが、周囲を山林に囲まれており、汚水の発生はなく、雨水も素掘り側溝で囲い土砂を流出させない計画なので、周辺農地への影響も問題ないものと思われま。以上です。</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第59号③について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第59号③について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第59号、農地法第5条③は許可相当と意見決定いたします。</p>
会 長	<p>次に、その他に入ります。皆さんからその他何かございませんか。</p>
会 長	<p>なければ事務局より連絡事項をお願いします。</p>
事務局長	<p>はい。連絡事項を申し上げます。</p> <p>まず次回総会ですが9月19日木曜日午後1時30分を予定しております。その際に稲作作況調査を行います。議案審議の後に現地に行くこととなります。作業着、長靴、帽子等を持参していただきたいと思ひます。戻りまして作況状況を報告していただくこととなります。</p> <p>それから先ほど配布資料にもありましたが、前期農業委員会研修会が9月2日に郡山市のビッグパレットふくしまにて午後1時から3時30分までの予定で</p>

	<p>行われます。集合時間につきましては、午前10時40分をお願いします。集合場所が旧専売公社跡地を昨年は指定していましたが、今回は停められる台数が増えたことから役場前駐車場とさせていただいております。持参物につきましては記載のとおりです。昼食を途中でとりまして、12時30分ころに到着する予定をしています。先月お配りさせていただきました業務必携を忘れずお持ちください。当日都合が悪く欠席される方につきましては、本日事務局までご連絡願います。</p> <p>農地利用状況合同調査につきましては、8月23日です。午前9時に集合していただき、その後に調査に入っていただくようお願いします。詳細については別途説明させていただきます。</p> <p>総会後に引き続き関係団体との連携会議を実施しますので、出席をよろしくお願いいたします。3時から開催します。会場設営もありますので、いったんご退室いただきますようお願いいたします。事務局からは以上となります。</p>
圓谷主査	<p>私の方から皆様にお配りしています農地利用状況調査の合同確認についてご連絡申し上げます。</p>
	<p>日付につきましては8月23日に設定させていただきました。午前9時に一度この場所にお集まりいただきまして、当日の予定について全体打合せをし、何か質問等あれば受けさせていただきます、そのあと各地区に分かれて調査に入っていただきたいと思っております。服装については、作業着と帽子、長靴、腕章、ネームプレートで、持参物については前回お配りした調査票および調査用図面、筆記用具となっております。当日の天候はどうか分かりませんが、暑くなると考えられますので熱中症等に気を付けながら作業しやすい服装で臨んでください。それから、調査の際に使用する車両には「農地パトロール」のマグネットをつけていただくようお願いします。以上となります。</p>
会 長	<p>それでは、連絡事項は以上ですので最後にそのほか何でも結構ですので、皆さんから何かありましたならお願いします。</p>
鈴木委員	<p>9月2日については途中から乗せてほしいのですが、よいですか。</p>
会 長	<p>里白石、福貴作の方は例年どおりに途中乗車で対応します。</p>
会 長	<p>その他にないようですので、以上を持ちまして第26回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局長	<p>ご起立願います。礼。ご苦勞様でした。</p>

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 \_\_\_\_\_ (印)

同 議事録署名委員 \_\_\_\_\_ (印)

同 議事録署名委員 \_\_\_\_\_ (印)